

明治十三年天皇巡幸と落合宿

令和五年六月三十日 杉村啓治

はじめに

明治天皇は、新しい君主は將軍ではなく、天皇であることを全国民に知らしめるため、全国各地を巡幸した。「六大巡幸」として、明治五年（一八七二）九州・西国方面、明治九年（一八七六）東北・北海道方面、明治十一年（一八七八）北陸・東海方面、明治十三年（一八八〇）甲州・東山道方面（中津川へ）、明治十四年（一八八一）東北・北海道方面、明治十八年（一八八五）山口・広島・岡山方面の六回である。

これにより、天皇の神権的權威の浸透、中央高官や地方官の支配力の強化、地元有力者の確立を促すもので、明治天皇制の強固な確立を目指すものであった。古来からの「御簾」の向こうの天皇から「親しく民衆に接する」新天皇像を具体的に示す行爲であった。

この新事業は大成功を収め、親衛隊としての軍隊・警察隊の随行による警護体制の確立、各地への通達・連絡を「電信」により実施し、通信網の整備、交通路の整備が進んだ。

明治十三年の第四回天皇巡幸について

明治十三年（一八八〇）六月十六日から七月二十三日にかけての三十七日に及ぶ天皇巡幸は、山梨県・長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府へと東山道をメインにして巡幸が実施された。

『岐阜県御巡幸誌』岐阜県発行・大正十四年六月十五日・西濃印刷出版、に詳しくある。

その内の「第三章 落合御小休」を引用する。

六月二十八日快晴、今朝縣令小崎利準、車駕奉迎の爲め、六等属齋藤佑を帯同して落合駅出張、長野県下馬籠駅へ出張す。県大書記官斯波有造及び御先導警部其の他御用取扱方一同、また濃信国境まで出張して御着輦を迎へ奉る。輦道は警部、巡查を督して御警護申し上げること嚴重なり。

午前十時、天皇御板輿に召させられ馬籠御小休所へ着御、暫時御休息あらせ給ふ。縣令参候、天機を奉伺し（天子のご機嫌伺い）車駕奉迎の歡を奏す。やがて御発輿につき、小崎縣令、長野縣縣令檜崎寛直と交代して、供奉御警衛申し上げ県境に到る。ここに斯波大書記官・警部・恵那郡長山村良貴、御用取扱方一同と共に奉迎し、警部交替御先導申し上げ奉る。

天皇御輿に召したまひ、御機嫌うるはしく、十曲嶺の峻坂も事無く過ぎさせたまひて落合川下桁橋を渡御す。ついで落合駅に入りたまひ、御小休所井口五左衛門方へ着御す。時に午前十時半なり。

御用掛縣官・郡吏等門前に奉迎す。落合駅連檐（れんえん）七十余戸、軒頭に国旗を掲げ、村民一同堵列して未曾有の盛儀を拝し奉る。先づ本県警部二名御先導・騎馬、近衛騎兵につづきて騎兵御旗をかかげ持ち、次ぎて近衛土官先駆、次に天皇御板輿に召したまふ。次に侍従補の官人騎馬にて供奉す。次に人力車にて徳大寺宮内卿・小崎縣令・三條太政大臣・山田参議等扈從（こじゅう）、次に石井輕視、三浦陸軍中將、次に騎兵を殿後にせり。之に続く列外御供の人々十数町にも連る。御召用の御馬車は白毛の逞しきアラビヤ馬二頭にて曳き、臨時近傍よりの人夫多勢にて援護しつつ従へりといふ。

御小休所井口五左衛門宅は旧本陣にて、駅の中央右側に在り。門を入れれば、前庭泉水あり。式台・新規御輿台を設く、玄關八畳、次に上段ノ間・八畳床袋棚あり。この二室の右に隣り八畳二間あり。更にその右

に連り前庭に隣りて居宅あり。当日門前左右に浄砂を盛り、左側に「御小休」の札を建て竹矢来をしつらふこと式の如し。玄関より白布を敷きて上段ノ間に至り、ここに絨毯を敷き玉座を設く。その隣室を侍従の間とし、その表の室（玄関の隣り）に共進所を設く。之に連れる本宅座敷八畳を大臣・参議・勅任官の間とし、その次の間七畳半を奏任官室、表二室各八畳を判任等外吏の休所とせり。便殿の壁・天井等は新たに白き紙を以て張り替へ、唯侍従室との間の襖・岸岱筆鷹の絵のみ在来のものを用ふ。

御着御に先だち供奉内匠課、調度課にて玄関先に御紋章入紫縮緬の御幕を張り、玉座に美しき毛氈を布き、御椅子・テーブル等を備へ付けたり。便殿よりは落合川の谷を距てて巢山・十曲嶺を始め、木曾の山々を眺望して爽涼いはん方なく景情よろし。

御休憩少時、やがて御発輿あらせ給ふ。此時井口五左衛門へ金拾五円、御膳水御用を奉じたる井口鶴堂へ金五拾銭、警視局御厩課休所塚田廣助へ金参円、近衛土官休所塚田弥左衛門・旧脇本陣へ金貳円、近衛騎兵休所松原又右衛門へ金壹円を下し賜ふ。

落合御休所井口五左衛門宅は恵那郡落合村八百四十番地にあり。同村の略々（ほぼ）中央にて中仙道に沿ふ。その後居間を改造し、入口の門を移動したけれども、御便殿に御使用相成りたる上段ノ間は依然旧の如く保存し、神祇を奉安し、平素洒掃の外、濫りに出入りせず。御休憩の光栄を長く伝へんことを期せり。因て火災防禦のため壁を厚くし屋根に土を塗りて、其の上を瓦葺となし堅牢にせり。

現今、五左衛門の嫡男杉男相続して戸主たり。

（本文以上）

(供奉重鎮)

参考『ジャパナレッジ』(「日本大百科全書」ニッポニカ)より

- (一) 三條太政大臣・三条実美(さねとみ) 天保八年〜明治二十四年、五十三才で死去した。公卿、政治家、三條家三十一代、正一位大勳位・公爵、号梨堂、初代総理、三條暫定内閣、元勳、貴族院議員
- (二) 二品伏見親王Ⅱ伏見宮貞愛(さだなる) 親王、安政五年〜大正十二年、六十四才で死去、皇族として唯一大正期に内大臣となる。軍人として最高位の元帥陸軍大将となった。多彩な趣味を持った。
- (三) 山田参議Ⅱ山田顕義(あきよし) 天保十五年〜明治二十五年、四十七才で死去、太政官制が復活し、「大臣・納言」は公卿と諸侯(旧大名)が任命され、「参議」は薩長土肥の維新功臣より任命された。明治四年「正院」が出来、その中に「参議」が置かれ、意思決定の場として「内閣」が作られ、のちの「内閣制度」につながった。
長州出身者で、陸軍中将、正一位、勳一等、伯爵、司法大臣として「明治法典」を編纂した。
明治十四年(一八八二)十月には、参議兼内務卿となる。
- (四) 徳大寺宮内卿Ⅱ実則(さねのり)、天保十年〜大正八年、八十才で死去、内大臣、明治天皇の侍従長 従一位大勳位・公爵、東山天皇の七世子孫、明治二年大納言、その後侍従長兼宮内卿、明治天皇の政治関与には強く反対し、実弟西園寺公望とは不仲であった。
- (五) 三浦梧楼 弘化三年〜大正十五年、七十九才で死去した。長州出身者、陸軍中将、従一位勳一等子爵 枢密顧問官、貴族院議員、明治十一年より中将、明治十五年には陸軍士官学校校長に左遷
藩閥政治に反対し、山縣有朋や太山巖らと対立したためである。大正期にも藩閥政治反対を主張した。